

2008年4月15日

港区役所の（株）プリンスホテルへの指導に対する書記長談話

日本教職員組合

書記長 岡本 泰良

本日、港区役所はプリンスホテルの宿泊拒否に係わる旅館業法違反に対して指導（嚴重注意）を行った。

日教組は第57次教育研究全国集会のためにプリンスホテルの190室（高輪120室、新高輪70室）を4泊分（1日当たり190室で320名、延べ人数で1320名分）を予約していた。これだけの宿泊を一方的に解除するという例のない重大な旅館業法違反であるため、日教組は「みなと保健所」の事情聴取を受けた際も厳正な対応を強く要請した。プリンスホテルが、港区に対して反省の弁を述べているとの報道があったが、現時点でも日教組に対する謝罪の言葉は一切なく、全体集会会場使用拒否問題については全面对決の姿勢である。宿泊拒否問題については、国会でも舛添厚生労働大臣が、「旅館業法に違反する疑いが濃厚である」と答弁している。さらに、プリンスホテルは直近までその非を認めない主張を続けていたことから判断しても、また熊本県の事例（04年に宿泊拒否のホテルに対して熊本県が営業停止処分した）からしても、日教組としては当然一定期間の営業停止処分があって然るべきと考えている。したがって、港区役所が営業停止などの行政処分を見送り、始末書の提出および嚴重注意に止めたことについては、日教組としては到底容認できない。

なお、国会における厚生労働大臣の答弁によれば、厚生労働省としても港区役所を指導することになっていたもので、厚生労働省がどのような指導をしたのかも確認していきたい。

さらに、この問題では、刑事訴訟法で港区役所は旅館業法違反でプリンスホテル及び関係者を告発する義務を負わされており、日教組としては今後の刑事処分に対する対応を注視していきたい。また、プリンス問題については、引き続き本部弁護団と協議しながら具体的なとりくみを展開していく。